

EU 統合過程と課題

岩 田 勝 雄

もくじ

1. 統合への過程
2. EU 共通政策の特徴
3. EU 拡大化の意義
4. EU 統合の推進主体
5. ヨーロッパ統合への課題

1. 統合への過程

今日の地域統合の象徴である EU は、1952年に発足した鉄と石炭の取引を促進する目的をもつ ECSC（ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体）が共同体形成への基礎となった。1957年にフランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグは、ECSC のさらなる拡大を求めて協議し、1957年2月にローマ条約を制定、1958年1月 EEC（ヨーロッパ経済共同体）へと発展した。また原子力の共同利用・開発を目的とした EURATOM は1957年に発足する。1967年に発足した EC は、EEC、ECSC、EURATOM の三つの共同体の決定・執行機関としての内容をもつものであった。EC はその後1973年にイギリス、デンマーク、アイルランドが加盟した。同じように加盟申請したノルウェーは、国民投票によって加盟を断念するという事態も生じた。1979年はギリシアが加盟し、1986年はスペイン、ポルトガルが加盟している。さらにスウェーデン、フィンランド、オーストリアも加盟した。2004年はエストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニア、マルタ、キプロスの10か国が加盟した。EU は今後ルーマニア、ブルガリアが加盟すれば27か国、5億人の巨大市場が誕生することになる。

EU は、1994年にマーストリヒト条約を経て発足したのであるが、デンマークが国民投票でマーストリヒト条約批准を否決するという事態があった。EU は第1段階では、加盟国間の統合を一層推進することを目標に掲げた。それは具体的には2002年の EURO 流通に象徴されている。第2段階としては、東欧諸国の加盟を促進し、ロシア CIS 諸国を除く大ヨーロッパ統合の誕生である。

2004年6月 EU 首脳会議において「EU 憲法」の制定が採択された。「EU 憲法」は EU 加盟国が批准すれば発布される。「EU 憲法」は、ヨーロッパの文化的、宗教的、人道的な遺産を継承し、共通の運命のために過去の対立を乗り越えての統合をめざす。統合は多様性の中の統一で

ある。加盟国は権限を EU に移譲する。均衡ある成長は市場経済化に基づく。EU 大統領を選出する。閣僚理事会の可決は、55%の賛成と賛成国の人口が EU 総人口の65%以上となることを必要とする。EU 防衛庁を設置する。そして100万人市民の要求で欧州委員会に法案を提出することができる、などとなっている。

ヨーロッパは第1次世界大戦、第2次世界大戦と2度も大きな戦場となった。イギリス、フランス、アメリカなどといずれもドイツ連合との戦争であった。第2次世界大戦はヒトラー・ファシズムとの戦争であったが、ドイツの拡張政策とぶつかったのがあった。とくにドイツとフランスとの国境紛争は、ルール、ロレーヌという鉄鋼・石炭の生産地の帰属をめぐる一因であった。鉄鋼・石炭は当時の基幹産業であり、軍事部門に直轄する産業であった。そこで第2次世界大戦後、再び戦争の悲劇を生まないように、さらに旧ソ連・東欧諸国の「脅威」にさらされないように、両地域の帰属を平和的に解決する方法が見いだされた。それがベルギーを含んだフランス、ドイツによる共同管理である ECSC（ヨーロッパ石炭・鉄鋼共同体）の設立であった。さらにオランダ、イタリア、ルクセンブルグも加わって1952年に正式に ECSC として発足した。また1957年には EURATOM（ヨーロッパ原子力共同体）が発足し、そして1958年に EEC（ヨーロッパ経済共同体）が発足することになった。1958年はヨーロッパの戦後復興が終わり、新しいヨーロッパ建設に入った段階でもあった。こうして今日の EU の前身である3つの共同体は6か国によって運営されたのである。

一方イギリスは、当初 EEC に加盟せず、北欧諸国、オーストリアなどと EFTA（ヨーロッパ自由貿易地域）を設立し、EEC に対抗した。EFTA は自由貿易地域といっても農産物は除外され、さらに経済政策などは加盟国の自主性が尊重された緩やかな関税同盟であった。もちろんイギリスは19世紀世界市場の「覇権」を握った国であったから、フランス、ドイツと共同の経済政策を追求することは許されざることであった。とりわけ保守党は強いイギリスの復活を目指していたことから EEC 加盟には不熱心であった。また当時国民経済間の統合は、それぞれの国民経済が有する特徴の消失あるいは政治・経済・社会構造の平準化・同質化に繋がるとの認識がイギリス国民の主流であった。ヨーロッパは17世紀以来市民社会を形成してきた経緯があり、統合によってヨーロッパの平準化・同質化傾向が進むことは、歴史的市民社会を否定することであり、したがって承認できないとするものでもあった。

社会科学の視点にたてば、これまで経済学は個々の国民経済を対象として発展してきた。したがって統合によって事実上国民経済の存在が否定されることになれば、国民経済を基軸とする経済学の学問体系それ自体成り立たないことを意味する。従来の経済学、たとえばマルクス主義経済学は、統合事態は仮の姿であり、本質はヨーロッパのいずれかの国の支配が貫くことになる、あるいはアメリカの覇権を維持するための統合市場の整備、という位置づけであった。また新古典派経済学は国民経済の自立・再生産の維持という側面はあまり関心がなく、市場の整備、平準化をめざす考え方であった。したがって既存の経済学は EEC が今日のような形態になることはほとんど予想しえなかったのである。ここでも理論解明のみを主たる対象にし、現実分析をおろそかにする従来の経済学の方法論的限界が示されているのである。

社会科学とりわけ経済学の限界が叫ばれる中でヨーロッパ統合は着実に進行した。1958年に発効した「ローマ条約」は ECSC の内実化をはかるヨーロッパ統合を推進する内容となったので

ある。ローマ条約は、ヨーロッパ共同体の設立、経済政策の調整、加盟国の連携強化などがうたわれた。さらにローマ条約は、関税などの貿易制限の撤廃、加盟国以外の国に対する共通関税と共通貿易政策、加盟国間の資本・商品・労働の移動の自由、農業における共通政策が掲げられている。ローマ条約は今日の EU 統合の基本的枠組みを形成する内容をもつものであった。

ローマ条約発効以来、EEC の基本的な共通政策は、関税および農業政策に現れている。このうち農業政策は、農業技術の改善、農業者の所得確保、農産物市場の安定、農産物の合理的な価格設定であった。EEC 加盟国の農業生産は、それぞれ異なっており、問題・課題も異なっていた。とくにドイツの農業は小規模であり、生産性が劣っていた。一方フランス農業は加盟国で最も競争力が高く、フランス経済に占める比重も高く、また農業人口も多数を抱えていた。こうした各国農業生産規模・競争力の相違を調整する目的で、1968年 EEC は CAP (共通農業政策)のもと「マンスホルト・プラン」を発足し、ヨーロッパ農業の近代化を促進することになった。この EEC における農業問題の調整が後の拡大 EU への布石となったのであった。

1968年は EEC とくにフランスにとっては、EU 統合を推進する契機となった年であった。フランスではパリを中心とした学生運動、さらには全労働者を巻き込んだゼネラルストライキの発生などで、政治的・経済的混乱が続いた。当時のフランス大統領ド・ゴールは、アメリカに対抗すべきヨーロッパ連合の形成を目指していた。とりわけ国際通貨体制に関しては、ドルからの離脱すなわち新しい国際通貨システムの形成を、フランス・フランを基軸とする金貨幣の復活とヨーロッパ通貨の復権を計画していた。当時のフランスのドル離れは、アメリカ・ドル支配を弱体化する要因となっていた。しかしフランスの政治・経済の混乱は、逆にアメリカ・ドルの支配・流通を強めることになった。アメリカ・ドルの危機が一時的に回避されたのであった。そこでフランスは再びヨーロッパ連合の強化を提案せざるをえなくなったのである。これまでの EEC 6 か国からヨーロッパ全域への統合拡大である。

さらに EEC から発展した EC は、域内のみならず域外にも支配領域を広げる政策を追求する。フランス、イギリスなどの旧植民地地域であったアフリカ・カリブ海、太平洋諸国・地域46か国とロメ協定を締結する。ロメ協定は今日コトヌー協定と名称と内容を変更し存続している。ロメ協定は、1974年国連で採択された NIEO (新国際経済秩序) を踏襲しながら EC 独自の発展途上国政策を実施していこうとするものであった。当時の発展途上国運動は、1973年の第4次中東戦争を契機としたいわゆる「石油ショック」が一大契機となっていた。発展途上国は先進国に対して政治的・経済的自立化、対等、平等、相互協力、平和、内政不干渉などの政策を掲げ、さらに自国資源の主権化、多国籍企業の行動規制などを重要な政策目標としていた。そこで EC は、旧植民地諸国に対して一次産品輸出の価格保証、輸入割当 (ロメ協定国の輸入数量確保) 共通基金の設立などを提起したのであった。このロメ協定は、後になって自由・無差別・多角を原則とする GATT に抵触し、WTO の原則をも踏みこむものとしてアメリカ、カナダなどからの批判を受けることになる。

EC は発展途上国政策だけでなくヨーロッパ全域にも経済的な拡大を追求する。1973年にはイギリス、デンマーク、アイルランドが EEC に加盟し、9か国の拡大 EC となった。イギリスはかつての「覇権」国としてヨーロッパのみならず全世界に影響力を強めようとしていた。イギリスの政治は保守党と労働党が交互に政権を握り、政権交代に伴って対 EC 政策も異なっていた。

1961年イギリスはEEC加盟を申請したが、EEC関税同盟を揺るがせるものとしてフランスが強行に反対する。それはフランスがアメリカ・イギリスのアングロサクソン同盟に危機感をもったからであった。しかし1970年代になって労働党が政権を握ったことによりECへの加盟が現実化する。労働党政権は、ヨーロッパ並みの経済成長ならびに社会保障の充実を目標とする政策を建てた。それがEC加盟の原動力となったのである。イギリスの加盟はヨーロッパを一つの統合体へ進展するステップとなるものであり、さらに他のEC未加盟国を加盟へと進ませる契機となったのである。

拡大ECは国際通貨体制および外国為替相場の維持においても共通の政策を追求していくことになる。1979年ECはEMS(ヨーロッパ通貨制度)を創設する。EMSはイギリスは加盟しなかったのであるが、今日のEURO流通への基礎となった制度であった。EC加盟国は、外国為替相場を市場の動向に委ねる政策から、共同管理、変動幅の縮小という事実上の管理相場を採用することになった。アメリカ・ドルに連動する外国為替相場からECで共同管理することによって外国為替相場を安定させ、さらに加盟国通貨の安定と共同化への布石となるものであった。またECは経済的な統合の推進だけでなく政治システムにおいても統合の道を進む。1979年は第1回ヨーロッパ議会の直接選挙が実施され、各国議会とは独立した立法組織が誕生したのであった。

1981年にギリシャ、1986年にスペイン、ポルトガルがECに加盟し12か国体制となる。この新規加盟3か国はヨーロッパの中では相対的に遅れた地域であった。スペイン、ポルトガルは当時NICS(新興工業国)と呼ばれた事実上の発展途上の国であった。またこれらの国は第2次世界大戦後ドイツ、フランス、オランダなどへの出稼ぎ労働者送り出し国として位置していた。スペインではフランコ独裁政権の下、経済発展どころか民主主義も確立できないような状況にあった。ポルトガルは出稼ぎ労働者の送金によって国際収支の均衡が保たれるような状況もあった。スペイン、ポルトガルは16世紀、17世紀の大航海時代には貿易差額によって世界の富を蓄積してきた時代もあったのである。18世紀、19世紀には植民地宗主国としてアフリカ、南アメリカでの支配によってかろうじて「帝国主義」システムを維持していた。しかし第1次世界大戦以降は生産力・経済発展の遅れた国となっていった。EC加盟はスペイン、ポルトガルにとって経済発展の一大飛躍を遂げる契機となったのである。ポルトガル、スペインは、ドイツ、イギリスさらにはアメリカなどの企業を次々に受け入れていった。出稼ぎ労働者に依存する国から工業化が進展する国への転換である。とくにスペインはフランコ政権が倒されてから社民勢力が政権を担い、外資導入政策を拡大したのであった。

こうして1980年代のECは、加盟国を増加させながら統合への内実化を図る政策を展開したのであった。しかし1989年東ドイツにおける大量の難民発生は、東ドイツ政権そのものの崩壊を招くことにもなった。西ドイツ政府は東ドイツに対して東ドイツ・マルク1に対し西ドイツ・マルク1での交換を約束した。当時東西マルクの交換比率は公的には1対1であったが、市場では10対1程度と東ドイツ・マルクは著しく弱体化した通貨であった。それが1対1の交換約束がなされたことから東ドイツ市民は西ドイツへの帰属、流入を求めていくことになる。その結果が東ドイツ政権の崩壊へとつながったのである。東ドイツ政権の崩壊は、隣国であるポーランド、チェコスロバキア、ハンガリーなどに波及する。すでにチェコは、1968年「プラハの春」を経験しているし、ポーランドは1980年に「連帯運動」によって政権の危機が生じ、ソビエト軍によって弾

圧された経験をもっている。またルーマニアは、チャウシェスク政権の下で一種の「鎖国」状態が強いられ市民は解放を待ち望んでいたのである。こうして突如東欧共産党政権が崩壊し、西ヨーロッパに救いの手を求めてきたのであった。EC から EU へのステップは東欧諸国の政治体制の変化によって加速されたのである。

EU は2004年5月ポーランド、チェコ、スロバキアなど10カ国が加盟し、25カ国の統合市場が誕生した。EU は人口4億5000万人、GDP 約10兆ドルでアメリカに比べ面積は小さいが人口で1億6000万人多く、GDP はほぼ同一水準となっている。日本の GDP の2倍以上の巨大市場である。

EU 統合の歴史は、3つの段階を経て進んだのであった。EURO の流通に象徴されるような統合が飛躍的に進んだのは、1992年のマーストリヒト条約以降であり、1997年のアムステルダム条約によって具体的に進展したのであった。マーストリヒト条約は、資本、商品、人の移動の自由を保障するだけでなく、外交・安全保障の政治・軍事面、通貨などの経済面、さらに社会保障の充実などの生活・社会面での統合の推進が合意された。さらにアムステルダム条約を通じて EU 通貨統合の具体案が提起され、2002年からは各国通貨が廃止され EURO が流通することになった。

EU の統合は、他の地域経済統合とは異なった内容となっている。NAFTA はカナダによって提唱された経済統合で、アメリカ、メキシコが参加している。NAFTA は先進国と発展途上国の経済統合で、実体は関税同盟を主体としたアメリカによるメキシコ低賃金労働者利用を目的としている。アメリカ企業は、マキラドーラに象徴されるメキシコの低賃金労働力を使用することによって安価な製品・部品の供給体制を確立し、競争力拡大の契機となった。さらに南北アメリカ大陸にまで統合を拡大し、FTAA (アメリカ自由貿易地域) の確立を目指している。ASEAN は東南アジア10カ国による関税同盟であり、形態としては発展途上国間の対等・平等の関係を形成することとなっている。また ASEAN は、日本、中国などの影響力を小さくし、東南アジア諸国地域の国際分業を進展させながら、同時に先進国市場に依存していくという方向性を追求している。また MERCOSUR はブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイの4カ国による経済統合で主たる目的は関税同盟である。

EU はこれら3つの地域経済統合と異なって、いわゆる先進国間の経済統合の推進であり、関税同盟のみならず、政治、軍事、社会面での統合を目指している。とくに重要な点は社会保障の整備・推進である。アメリカ型の資本主義は競争社会を前提とした「市場万能主義」を目指している。市場万能主義は、競争、自己責任、さらに小さな政府・夜警国家をスローガンとしている。ただしアメリカの採っている行動は、強大な軍勢力を背景とした拡張主義であり、ユニラテラリズムといわれる単独行動主義あるいは覇権主義であり、決して小さな政府ではないのである。このアメリカに対して EU は、市場万能主義ではなく市場経済機能を活かしながら雇用の創出、雇用の安定とバランスの追求、貧困の排除、社会保障の近代化、男女平等社会、共通の社会政策を追求していくことになっている。

いわば EU はアメリカ型の市場万能主義・拡張主義・覇権主義ではなく、加盟国の対等・平等な関係と政策の追究に重きを置いている。したがって NAFTA のようなアメリカによるメキシコの安価な労働力利用による競争力増大策を目的とした経済統合ではなく、加盟国全体の底上げ

による安定した社会の確立を目指している。こうした EU 統合は、21世紀の国民経済統合の新しい方向性を示していることになる。

2. EU 共通政策の特徴

共通政策を追求する EU の財政は、各国の拠出金によってまかなわれている。拠出金は各国の GNP に応じた部分と、VAT (付加価値税) の最大1.4%分が主たる財源である。EU 財政における主な支出は、農業補助金 (CAP—共通農業政策) と構造調整による地域援助である。CAP は農業生産者に他の製造業部門並みの所得を保証する、消費者に適正な価格での提供、農業生産性の向上、農業生産の安定したがって外国農産品からの保護などを目的としており、EU 共通政策の典型とされている。CAP の進展は、EU 農業生産を拡大したのみならず、農業規模の拡大にもつながった。これまでの EU 農業は、家族的経営が中心であったが、フランス、ドイツなどで中規模経営農家が誕生するようになった。また EU の農業人口の減少の結果は、全体として農業規模の拡大となった。さらに農業規模、農業生産性の上昇に伴って農業生産が増大し、一部は過剰をもたらすようになった。これら過剰農産物は、補助金政策のもとで国際価格での輸出が可能になった。輸出は EU 価値価格以下で行われることになり、形を変えたダンピング輸出といわれる内容である。しかし輸出を確保することによって EU 農業の生産拡大を保証し、さらに農家所得を安定的にするものであった。また CAP は農業の規模拡大をもたらすとともに、農家戸数の減少、家族経営的農業生産からの離脱を意味しており、いわば企業的な農業経営への転換である。こうして EU 農業は1950年代の絶対的不足状態から恒常的な余剰を生みだすまでに至ったのである。

CAP に示されるような農業政策は、日本の農業政策と基本的に異なっている。日本は、高度成長期を通じて比較生産費説などの貿易理論を応用し、農業よりも製造業、高付加価値生産部門への移行を政策課題とした。その結果現在はカロリー計算で農業自給率が40%となり、韓国と並んで食糧の海外依存率が高い国となった。今日日本の農業生産は GDP の2%に満たない産業であり、農家戸数、農家人口も減少し、衰退化の一途を辿っている。日本農業の再生を図ることは、今日では非常に困難な状態にまで追い込まれている。同じ先進国でも EU 諸国の農業の位置づけと日本の位置づけが大きく異なっていることを示している。

EU の加盟国であるイギリス、フランスなどは、かつて食糧などの一次産品を旧植民地に依存する国際分業体制を形成した。それは伝統的リカード比較生産費説理論の応用であった。ところがアジア、アフリカ、ラテンアメリカの旧植民地は次々に独立していき、かつての宗主国・植民地という関係を継続することができなくなった。第2次世界大戦後のヨーロッパは食糧の輸入国になったのである。そこで EU の前身である EC は、ヨーロッパ域内での食糧自給政策を追求したのであった。EC は農業保護政策、補助金政策を実施することにより、食糧不足国から食糧余剰国へ、さらにアメリカに続く食糧輸出国への転換である。この農業保護の主要な政策が CAP であった。

EU の農産物輸出は CAP を通じた農業補助金に支えられていた。EU の農産物輸出はいわば

「公正貿易」ではなく歪められた貿易ということになる。こうした点がGATTウルグアイ・ラウンドで問題となり、さらにアメリカからも保護主義的な貿易システムに対する批判を受けるようになる。ただし批判するアメリカも農業に対しては補助金政策が行われ、アメリカ財政への負担となっていた。EUが補助金政策を止めれば農産物の国際価格は上昇し、アメリカは補助金を削減することが可能になる。アメリカはEUの農業保護主義政策を転換することによってアメリカ農産物の市場拡大をねらっていたのである。カナダ、アルゼンチン、オーストラリア、タイなどのケアンズグループは農産物の完全自由化を要求している。そこで日本はEUの農業保護主義政策に関しては一定の理解を示した。日本農業の要であるコメ生産が打撃を受ければ農村を基盤とした保守政党は支持基盤を失うことになるし、なによりも今日の産業構造のなかで農業から他の産業への転換は非常に困難だからである。WTO原則を最も忠実に実行しようとしている日本においても農業部門だけは一定の抵抗を示しているのである。

EUは2004年ポーランド、チェコ、スロバキアなど中東欧諸国が加盟した。中東欧諸国の加盟は、統一市場への参加というよりもドイツ、イギリス企業などの直接投資を受け入れることによって生産力発展を図ろうとするものである。EU加盟は、これまでの東欧共産党政権のもとでの生産力停滞を外資によって補っていかうとする政策である。東南アジア、中国などが追求している外資導入政策のEU版である。しかしこれらの東欧諸国は産業構造における農業の比重が高い。CAPは農業保護、農村社会の安定を保証する内容になっている。したがって新規加盟国とりわけポーランドなどではCAPによる補助金に期待することになる。東欧諸国は既存のEU加盟国に比べ農産物価格は低く、EU価格での輸出が行われることになれば、むしろ農業収入の増大となる。さらに農業国ではCAPの補助金による農業近代化を促進することが可能になるだけでなく、何よりも農産物価格が大幅に引き上げられる可能性があり、農家所得が増大することになる。ただしCAPによる補助金の受け入れは、同時に当該国での財政支出を必要とする。東欧諸国でのCAPの受け入れは、新たな財政収入の財源を見つけ出さなければならないことになる。

CAPと並んでEU統合における特徴的政策は、地域政策と雇用政策である。EUは全体として失業率が高く、若年者の失業の割合が高くなっている。EU諸国は日本、アメリカなどに比べて大学進学率が低い。最近イギリスはポリテクニクなども高等教育に含め大学進学率は40%台になったが、フランス、ドイツなどは10~20%程度である。日本やアメリカなどのように学歴をつけて就職するというよりも、古くから存在する「階級制度」の下では労働者の「職種」が固定化され、学歴があるからといって階級を簡単にステップアップできるわけではない。また大学に進学する階層は「中流」以上の子弟が多く、卒業しても就職をせず、社会勉強をすませてから就職するという形態もある。実社会の方も新規卒業者を重点的に採用して社内教育を行うという仕組みはない。さらにイギリスなどでは教育を全く受けていない階層も存在し、このような人々は就職すらできない。失業の増大という状況は1980年代になって深刻化し、これを改善するためにサッチャー政策が採用されたのもあった。

EUにおける長期不況は、失業を減らすまでには至っていなかった。そこでEUは1997年に新雇用政策を採用した。それは就業能力の向上、起業支援、環境変化への適応能力強化、雇用機会の平等を柱として加盟各国はガイドラインを設定したのである。EUは失業者を減らすことは、なによりも財政に占める社会保障費の削減となる。EUの通貨・市場統合は、各国の財政の均衡

化が要請されている。イタリアなどは財政均衡化のために社会保障費の削減が余儀なくされ、そのため政権がめまぐるしく交替する事態も生じた。

また失業率の低下政策は、移民労働者対策でもあった。かつての西ドイツは低賃金労働者不足が深刻化していた。第2次世界大戦前までは東欧諸国から労働者を受け入れることによって労働力不足を補っていた。しかし東欧諸国の共産党政権の誕生は、ドイツへの労働力流入を困難にした。そこでドイツは、いわゆるガストアルバイターといわれる外国人労働力をトルコ、ギリシアなどから受け入れた。フランスは旧植民地からの外国人労働力が低賃金労働を支えることになった。イギリスでもインド、パキスタン、バングラデシュ、ジャマイカ、アフリカの旧植民地からの外国人労働力の流入が増大した。今日ではドイツ250万人、フランス160万人、イギリス100万人が外国人労働者として登録されている。こうした外国人労働者は、経済成長期には低賃金労働者として再生産の網の中に組み込まれるのであるが、不況期になれば過剰な労働力として社会的な負担が増大する。まして不況期に外国人労働者は本国へ帰るという選択はおこなわない。なぜならば外国人労働者は、本国へ帰っても職を得ることができない、相対的な高賃金収入の道がない、さらに家族がいればなおさら言葉や習慣の相違から本国へ戻れなくなるのである。こうしてヨーロッパでは大量の外国人労働力が滞在するようになった。本国労働者の失業拡大に加えて外国人労働者の大量の滞在という問題が生じるようになったのである。EUの労働力・雇用問題は、本国労働者への対策・失業者の削減を追求しているのであって、決して外国人労働者へ適用する内容とはなっていないのである。

EU統合のもう一つの特徴は地域調整・構造調整策である。1981年ギリシア、1986年EUにスペイン、ポルトガルが加盟し、南ヨーロッパの経済発展が遅れた国が構成国となった。EUにとって国民経済間の格差が大きいことは経済的統合の足枷となる。ドイツ、イギリスなどの多国籍企業的展開を図ろうとする企業は、経済的格差を利用して進出することもある。しかし将来の通貨統合、政治統合、財政統合において経済的格差の拡大はむしろ統合の妨げになる。なによりも統合を求める一部の考え方の基準は、一般市民の経済的平準化・所得の平均化である。そこでEUは国民経済間の経済的格差を是正するための政策として地域調整・構造調整策を講じたのである。地域調整・構造調整はフランスなどの先進国でも助成を受けている。ヨーロッパの平均所得の80%以下の地域であるならば助成を受けることが可能である。こうしてヨーロッパ各国・各地での生活、所得、社会保障の平準化が推し進められていった。地域調整・構造調整は、国民経済間の格差だけでなく、国内の地域間格差の是正も共通の課題となり、加盟国間の平準化を図ることが重要な政策であることを示したのである。

3. EU拡大化の意義

EUはロシアの加盟が実現すれば、ウラルからジブラルタルまでの領域をカバーする大市場圏が形成されることになる。そうなればEUは国際経済全体を支配するすなわち新たな「覇権」地域になることが可能な経済圏ということになる。現実には東欧のブルガリア、ルーマニアの加盟までで、ロシアの加盟は日程にのぼっていない。EUはロシアとの共存か、競合かという選択肢

を必ずしも明確にしていない。いずれにせよロシアとの関係は、ヨーロッパ大陸の一部あるいは共通の社会を求めていこうとするならば、双方で加盟問題を決定しなければならないであろう。

そこでロシアの加盟を除く EU の拡大化傾向の意義は、どのように捉えればよいのであろうか。EU 拡大化の意義の第 1 は、市場を大きくすることにある。ここでの市場は、貿易、投資、技術、労働力などの国際経済的契機の拡大を意味する。EU は、1970年代イギリスが加盟し、拡大 EC として発足して以来域内貿易が増大傾向にある。とくにベルギー、オランダなどはドイツとの経済関係が密になっており、域内貿易に依存せざるをえない状況になっている。したがって EU の加盟国拡大は、域内貿易そのものを増大することになる。また域内直接投資においては、イギリス、ドイツ企業が中心となっている。EU の拡大は投資に際して種々な規制が緩和されることになり、それだけ域内の巨大企業にとっては有利な安定的投資先として選択可能である。とくに東欧新規加盟国あるいは加盟申請国は、イギリス、ドイツなどの企業進出を受け入れることによって国内の経済発展を行おうとしている。そうなると多国籍企業化しているイギリス、ドイツなどの企業の戦略と加盟国の生産力発展の期待は、一致していることになる。

第 2 に、スペイン、ポルトガルの加盟に象徴されるように EU は、ラテン・アメリカ、アフリカあるいはアジアとの経済的関係を強化しようとしていることである。スペインはかつてラテン・アメリカに広大な植民地を有していた。したがってスペインの EU 加盟は、こうしたラテン・アメリカの国々に与える影響は大きく、それだけ EU との経済的関係を強くすることを可能にする。これまでラテン・アメリカはアメリカの影響力が大きく、そのアメリカの支配力を小さくするためにも、EU は経済的関係を強化することが将来の市場拡大を可能にする。またポルトガルに関してもアフリカのアンゴラ、ナミビアの旧宗主国であったことなど、スペインと同様にアフリカの全域で EU の政治的・経済的影響力を行使することが可能になる。

第 3 に、東欧諸国への市場拡大は、東欧諸国に対して資本主義の優位性を証明するだけでなく、東欧諸国を新たな市場として拡大することおよび東欧の既存の生産設備、技術、労働力を用いることによって国際的分業関係を拡大・形成することにある。ドイツ、イギリスなどの巨大企業は、従来の EU 地域から東欧まで含めての国際的分業関係を形成できるということにより、それだけ企業の国際的生産配置をコストあるいは市場原理に基づいて確立することを可能にする。EU という安定した市場と国際的分業体制の構築は、アメリカ、日本の多国籍企業と対等な関係を維持することができるばかりか、アジア地域などでの競争関係においても優位性を発揮できる条件を形成することにもなる。

第 4 に、EU の拡大は、EU 加盟国だけの利益を追求するだけでなく、アメリカ、日本の企業に対しても大きな市場を提供することになる。EU 域外国に対しては差別政策を行うことも可能であるが、域内企業に関しては関税をはじめとした諸制限を撤廃することを目標としている。そうなるとアメリカ、日本企業も EU に進出すれば EU 企業と同様の恩恵を受けることになる。事実アメリカ、日本企業は 1980 年代末から EU への進出を拡大してきた。EU の加盟国が拡大すれば、EU に進出した多国籍企業もそれだけ市場領域を広げることを可能にする。したがって EU の拡大は、EU 企業のみならずアメリカ、日本などの EU 進出企業の拡大が可能になる。さらに EU へはアメリカ、日本企業のみならず、韓国、香港などの企業も進出しようとしている。半導体生産では韓国の財閥系企業がイギリスでの数か所の工場建設を計画した。いずれの工場も

世界的規模をもつものであり、韓国企業も EU に足場を確保することにより、市場の拡大を可能にするものと位置づけたのである。

したがって EU の加盟国拡大は、EU がアメリカに変わって世界の「覇権」を獲得する条件を作っていくということになる。かつて世界市場における覇権国は、イギリス、アメリカというように一国に限られていた。EU という経済統合体による集団的体制は、覇権の形成が可能な状況がつくられた。それは別の表現をすれば今日は、かつての19世紀イギリス、20世紀アメリカのように強大な経済力・政治力あるいは軍事力をもって世界を支配する国は存続できなくなったということを意味する。世界市場における覇権の獲得は、EU のような国民経済統合によって維持しなければならないような状況に至ったということである。しかしこの EU による世界市場における覇権を獲得するという方向性は、また覇権を簡単に獲得できる状況にはないことも示している。EU の存在は、アメリカ、日本企業の EU 域内での生産、流通などを浸透させることを可能にする体制である。EU が拡大すればそれだけアメリカ、日本の多国籍企業の活動領域を広げることが意味している。アメリカ、日本の多国籍企業の EU での浸透力の拡大は、EU の世界市場における覇権の獲得それ自体を抑制することになる。いわば EU を通じて EU とアメリカ、日本企業による市場獲得競争が繰り広げられるということである。

4. EU 統合の推進主体

EU は、1986年の「単一ヨーロッパ議定書」、1992年マーストリヒト条約、1997年のアムステルダム条約によって統合への道を進んできたのであった。それぞれの協定は、経済的な市場統合、外交・安全保障、通貨、社会での統合、さらにアムステルダム条約では EU 憲法への道筋を定めたのであった。こうして EU は着実に統合への道を進んでいるのであるが、統合を推進している主体は誰なのであろうか。

2000年の EU 閣僚理事会はフランス・ニースで開かれたが、この会議には EU 統合に批判的なグループが会議そのものの開催を否定した。グローバリズム反対を叫ぶ人々である。EU の拡大はグローバリズムの推進であり、地域、文化、歴史や伝統、外国人居住者、あるいは少数の意見を反映するものではない。したがって批判者は、当然のことながらグローバリズムの進展の一形態である EU の拡大を阻止するものとなる。またイギリスでは保守党を中心とするイギリス中心思想の持ち主たち、あるいはアングロサクソン同盟を夢見る人たちは、イギリスを EU 統合に委ねることは、イギリスそのものの過去・未来を否定することになる。まして今日の EU はフランス、ドイツが主流となって推し進めているのであり、イギリスは単なる一加盟国にすぎないゆえ、統合を積極的に推進することに反対する。1980年代のサッチャー政権は EU に否定的であった。イギリスにおいてむしろ EU 参加に積極的な役割を果たしてきたのは労働党政権であった。労働党政権は EU 加盟を進めることによって「イギリス病」を克服し、労働者を含めた「市民」の生活を保障することができるとしたのである。

ドイツは社会民主党 (SPD) が EU 統合を推進してきたし、フランスはミッテラン社会党政権が、スペインは社会民主党、イタリアは社会党などの中道左派政権が、スウェーデンは社会民主

党政権が、それぞれ EU 統合を進めてきた。フランスはいわゆるフランス共和国連合を除く保守主義者は、統合には消極的であり、社会民主党勢力の方が統合推進論者となっている。

ところが EU は、戦争や支配、侵略などの手段を経ずして合法的に地域・国を統合している。国民国家を主体とした資本主義から、国家・地域統合を前提とした資本主義への道である。いわば資本主義が資本主義であることを明示する国民国家の性格を小さくして統合に進むというのが EU の方向である。

ヨーロッパは、かつて二度の世界戦争の戦場となった経験をもっている。いずれもドイツとフランス、イギリスとの戦争であった。とくにフランスとドイツは国境を接していたことにより、領有権をめぐる常に緊張状態にあり、ドイツにおけるファシズムの台頭などもあって戦争が繰り返されたのである。そのフランスとドイツが EU という舞台で共通の政治、経済運営を行っていくことが約束されている。何故ヨーロッパは、戦争・対立という図式から経済運営の共通・統合へと展開したのであろうか。またフランスとドイツは、同じ政治・経済政策を遂行していくことが可能なのであろうか。

EU の前身である EEC は、しばらくの期間単なる関税同盟の域をでることができなかった。それが1970年代に入って拡大 EC として再発足するにあたって内容は大きく変わっていった。EC は、貿易のみならず、資本、労働力、さらにはサービスまでも含んで国境の垣根をなくしていくとする試みである。そして1990年代に入ると EEC は、EU へと進展し経済統合から政治、軍事、社会までを含んだ共通政策を実施し、1999年には通貨統合、さらに2002年には共通通貨流通まで実現している。何故ヨーロッパという単位で経済統合が行われることになったのであろうか。資本主義は国民国家あるいは国民経済を母体として生産・流通・消費活動を展開してきた。資本あるいは企業は、国家の庇護の下であるいは国旗を背負って国境の外にでていくというのが、資本主義の特徴として捉えられてきた。それが EU では通貨統合に象徴されるように、必ずしも国家の庇護あるいは国境がなくとも資本・企業の生産活動は可能であるし、また労働力は国家の援助がなくても EU 領域内であれば自由に移動することも可能になってくる。

EU は、将来的な政治・経済・社会統合を目指しているが、現実には各国の経済・政治あるいは社会システムは異なっている。その中での統合の論理・政策は、各国の経済・社会システムの標準化であり、所得の均等化を目指すことである。こうした政策は市場万能主義を標榜するアメリカの資本主義システムとは異なった目標を設定していることになる。EU 統合は、社会保障の充実を掲げているが、この政策は新古典派経済学による政策というよりもケインズ政策に近い考え方である。もちろん EU 統合の論理、とりわけ新規の「EU 憲法」は市場主義・競争原理をうたっているが、決してアメリカ的な市場主義を求めているのではない。むしろ競争原理の導入は、「旧いヨーロッパ」の資本主義システムに対するアンチテーゼであり、経済社会の活性化へのプロセスを求めているのである。

EU 統合を推進しているのは国家であり、ベルギーに本部をおく EU 委員会である。EU 委員会の政策が各国政府の政策に影響を及ぼしており、そのかぎりでは EU 統合の主体は EU 委員会を中心とした各国政府ということになる。EU 各国は資本主義保守勢力が政権を握るかあるいは社会民主勢力が政権を握るかによって EU への参加度は異なることになる。1960年代、70年代の EC、近年の EU はいずれも社会民主勢力の政府によって統合を推進する政策が提起されて

きた。

EU 統合を推進している主体は何か、特定することは容易ではない。統合の主体を資本家・支配層、あるいは労働者階級などと特定することも意味をもたない。統合の推進主体は国家であるが、その国家を誰が動かしているかということが問題の所在としてある。そうなると EU 諸国は形態上は「市民」が主体ということになる。ヨーロッパ型民主主義による国家＝政府は、「民意」を反映するシステムの上で成立する。いわば EU 統合は「市民」が主体となって政府を成立させ、その結果がアメリカに対抗する地域を形成することを要請されているということもできよう。2003年のアメリカによるイラク戦争に対してフランス、ドイツは参戦しかつたのみならず、絶えずアメリカに対して批判をくり返していたことなどはその現れであろう。イラク戦争は、イギリスがアメリカと同盟軍を形成しイラクに侵略していった。イギリスは EU と同一歩調をとればアメリカ批判を行わなければならない、フランス、ドイツの政策に追従することになる。それは EU における主導権を確立することは困難であることを示すことになる。そこでアングロサクソン同盟に活路を見いだそうとしたのである。しかし今日ではアメリカの侵略戦争は、イラクによる大量破壊兵器の保持という名目がなくなり、戦争そのものの「正当性」が問われている。したがってイギリスでもイラク戦争を推進したブレア労働党政権は苦境に立たされている。

EU 統合の主体を考えると、EU 社会民主党勢力による統合推進は、資本主義保守勢力にとっては賛同できないことなのであろうか。市場の統合は新しい資本主義のあり方を示すことになり、従来型・保守的な企業は対応できないことなのか、またグローバリズム反対勢力にとっては EU 統合をなぜ否定するのであろうか。EU における「市民」の生活の平準化、労働者の賃金上昇は進歩的な側面をあらわすはずなのであるが、反対の理由は何か。それはグローバリズムという名でのアメリカ型の資本主義市場経済に対するアンチテーゼであるならば一貫した反対理由になっていると思われるのであるが、さらに保守主義者、グローバリズム反対勢力のはざまにあってなぜ EU 統合は進展しているのか。ドイツ、フランス、イギリスの主導権争いは行われているが、スペインなどの新規加盟国も必ずしも EU 委員会の政策を承認しているわけではない。むしろそれぞれの加盟国は「国益」の確保を主張している。そうした時に加盟国の「国益」を調整する論理・政策はどのようなものなのか、また誰が調整するのであろうか。EU 統合は、「地域主義」の台頭であり、同時にアメリカに対抗する形態であるとしたら、アジア地域はどのように対処することになるのであろうか。発展途上諸国は先進国の統合に対して取り残されるだけになるのか、など数々の課題がある。こうした課題があるにせよ EU の統合が進展していることだけは否定できない。その統合は EU の理念通りに進み、最終的には政治・経済・社会統合として、国家を超えた連合体あるいは大欧州国家の誕生となるのかはいまのところ確定的にいうことはできない。

それでは EU は、アメリカ、日本の企業の EU 進出に対して積極的に市場を提供しているのかといえば決してそうではないであろう。EU の拡大化は、まさにアメリカ、日本企業に対抗するものであり、また市場統合さらには通貨統合は EU の一体性を示すものである。EU の東欧諸国への拡大も、EU の経済的・政治的影響力を大きくするものになろう。しかし EU は、域外に対しては共通の政治・経済政策を実施することになろうが、問題は EU 域内で政治・経済あるいは安全保障政策などで一致した政策を講じることが可能かどうか、ということである。すなわ

ち EU 域内でのイギリス、ドイツ、フランスによる主導権争いの問題である。いわば EU 域内で覇権をどの国が握るかという問題が生じているのである。たとえば2002年の EURO 流通においては、イギリスは当面参加せず一定の期間をおくことにしている。しかしイギリスの EURO 参加は、現実には多くの困難を抱えており単純ではないであろう。

EU の広がり、ヨーロッパ企業の生産拡大の場を提供することになる。ドイツ、フランス、イギリスなどの企業は、EU 域内 (スペイン、イタリア、ポルトガルなど) での生産配置を行うことによって、コストを低下することが可能になるばかりでなく、進出した地域での市場拡大をも可能にする。EU 加盟国の中でも相対的に経済発展の遅れているスペイン、ポルトガル、ギリシアなどでは、EU 多国籍企業が進出したことによって、雇用が確保されるばかりでなく、賃金の上昇にも結びついた。しかし後発国の EU 加盟は、EU 統合へのステップを踏まなければならない。たとえば外国為替相場の維持をはじめとした金融・財政政策の確立である。外国為替相場を維持するためには、国内的にはインフレーションの進行を抑えることと、国内財政の均衡化および国際収支の均衡化を図っていかなければならない。インフレーションの進行を抑制するためには、財政均衡は不可欠な政策である。こうした政策は国内での大量の失業者の排出あるいは社会保障費の削減などとしてあらわれる。さらに国際収支の均衡化のためには、国際競争力のある産業の育成、輸出の増大策を必要とする。国際競争力のある産業は、自国産業・企業を拡大・育成することよりも外国企業を導入していくことの方が現実的な政策となる。ここにヨーロッパ多国籍企業と後発 EU 加盟国の経済発展の過程における政策とが一致するような状況が作りだされることになる。

ところが後発 EU 加盟国にとって多国籍企業の進出は、国内の経済構造そのものが作りかえられていくことを意味している。すなわち既存の産業は、EU 域内での国際分業を担う産業としては存立することが不可能になる。そこで EU の国際分業の一部に組み入れられるためには、部品を含めた国際分業構造に転換しなければならない。イタリア北部地域での中小企業の再生は、まさに EU の国際分業の一端を担うような生産体制に構造を転換したからである。しかし転換できないような産業・企業は、EU 域内での生き残りはもちろんのこと国内での生き残りも不可能になる。いわば EU への加盟は、後発国では国内の全産業において競争力を高めるかあるいは EU 国際分業に組み込まれるかの選択を迫られることになる。イギリスはこうした選択を行っていく過程において、サッチャー政権が誕生したし、国有企業を含めての産業構造の転換が急速に進展したのであった。産業構造の転換を要請されても依然として国際競争力を高めることのできない産業分野あるいは強力な労働組合が存在する分野では、産業構造の転換が困難になっている。イギリスはこうした産業分野が広範に残っているために EU 統合に積極的に参加できない状況もある。したがってイギリスではアメリカ、日本などの多国籍企業の進出が、イギリスの産業構造あるいは生産システムの変更を一般的な形態として進展するような事態にまで進めば、EU の統合を進める主体として登場することになろう。さらにスウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマークなどの北欧においても、高福祉・社会保障の存続が困難になってきている。いわば北欧諸国のケインズ政策は、持続的な経済発展・成長のもとで可能になるのであるが、低成長のなかでの財政負担の増大は、政策の行き詰まりをきたすことにもなる。そこで EU への加盟を急ぐことにより、経済成長を可能にする経済構造への転換を図っていかなければならない

状況に追い込まれていたのである。しかしノルウェーに代表されるようにEUへの加盟は、高度な福祉・社会保障から受益者負担・個人責任社会への転換を意味することであって、そこに国民は拒否の回答を示したのであった。EUは、経済統合の過程では共通の経済政策を追求するが、北欧諸国のように国民の既得利益にまでメスをいれなければならないことを示したのである。その一方で後発国は、既得利益よりも加盟の利益の方が大きいということが実証されている。そこにまた東欧諸国のEUへの加盟申請の目的の一部が存在するということにもなる。

5. ヨーロッパ統合への課題

EU企業の域内投資は、EU後発国での低コストを求めて行うのではない。後発国での投資は、後発国の産業構造の再編とともに雇用を拡大し、市場も拡大する。すなわちEU域内投資は、市場を拡大することと、その市場を安定的にすることである。安定的にすることとは、国際的分業に組み込まれることによって生産の安定および流通・消費の拡大の場として位置することであり、雇用を確保することである。EU多国籍企業は、EUという安定市場を背景にして、アメリカ、日本企業との競争関係で優位にたっていくことが必要になっている。イギリスは、EU通貨統合には積極的に参加しないが、EUの共通政策あるいは共通の利益の享受には参加していくという方向をとっている。イギリス企業は、1973年に当時のECに加盟して以来、ヨーロッパへの投資を増大している。イギリス企業は、イギリス国内での投資よりも大陸への投資に活路を見いだしたかのような状況にある。イギリス国内へは、イギリス企業の隙間を埋めるようにヨーロッパ、アメリカ、日本企業あるいは最近では韓国企業も投資を増大してきている。イギリス企業は、EU域内へ投資する限りにおいてはEU企業として認定される。EUは域外国に対しては差別的政策を行っていることから、EU企業として認定されることはEU域内での自由な企業活動を保証されることになる。イギリス企業は、ヨーロッパ大陸への投資を増大することによって、ますます多国籍企業化への方向をとろうとしているのである。EUはイギリス企業にとって、多国籍企業化を進展させる基盤ともなっているということになる。すなわちEUは、イギリス企業に、EUという安定市場を提供することであり、同時にEU域内での特典を供与することにもなるからである。こうしてイギリス企業は、ヨーロッパ大陸投資を増大することが可能になった。

EUは、通貨統合に象徴されるように国民経済を超えての経済統合であり、国民的性格を弱めることにつながる。資本主義は国民経済領域を設定することによって資本にとっての活動領域の拠点と私的所有・生産の保護を与えたのであった。国家による各種の法律制度は、私有財産制度を明示するとともに競争に基づく経済社会を保証した。ところがEUは、国民国家の領域を超えての経済活動を保証し、その権利も与えるのである。そうなると個別企業は、いままでのように国民国家を形成し、運営していくという過程を必ずしも必要としないばかりか、状況によっては国民国家をこえてEU委員会、EU理事会、あるいは議会などに直接働きかけることが可能になる。国民国家が個別企業の活動を保証するというのではなく、EUの存在それ自体が個別企業の活動を保証するという形態である。もちろん個別企業ばかりでなく労働の側面においても国民国家に対しての要求・権利獲得から、国民国家を超えてEUに対して要求していくこと

にもなる。たとえばEU域内において企業が生産配置を変えていくとしたならば、生産を停止あるいは縮小した国と生産を拡大し新たに工場を誘致して雇用を確保した国との調整は、国民国家としての政策調整・介入をこえてEU総体の問題として調整しなければならないであろう。従来ならば、生産配置、工場の閉鎖・設立などによる労働力移動などは、国民国家の調整、政策の範囲内としてきたものが、国民国家をこえて調整しなければならなくなっているのである。EUは国民国家を超えての統合市場をめざすとともに、EU委員会に象徴されるような新しい「国家」を形成する過程にあるということもできよう。ここでの「国家」は従来の民族、文化、言語などを共有した国民国家を意味するのではなく、共通の経済・政治・社会政策を追求していく主体として位置づけるものである。したがってEU国家は、国民国家をこえた共通政策を行う主体であり、同時に調整機関としてのものとなろう。EU憲法の制定の意義はここにある。

またEUは将来労働力移動を完全に自由化することになれば、労働力は高い賃金国あるいは有利な労働条件を提示する国、企業に集中することになる。現状ではドイツの賃金は最も高く、労働時間も少ない。したがって労働力は、ドイツ国内に多く流入することになる。そうするとドイツでは、ドイツ人労働者と外国人労働者が競合することになり、状況によってはドイツ人労働者は、職域から排除される場合もあろう。それはドイツ人労働者の失業、就業機会の喪失という事態が生じ、ドイツの社会的問題になる。このような事態を回避するためには、少なくともEU域内諸国では賃金、労働条件などにおいて加盟国間の差が少ないという状況を形成しなければならない。こうした状況を形成するということが、現実には困難である。さらに多国籍企業の生産配置の要因の一つは、賃金格差の利用である。そうするとEU域内での労働力の自由な移動を保証するということが、現実的には困難であるということになる。

EU各国は今日ではすべての国で大量の失業者を抱えている。とくにEU統合の条件の一つである国家財政の均衡化にあたっては、国有企業などでの補助金削減あるいは国有企業の民営化への移行という課題が生じている。とくに国有企業を民営化すれば大量の失業者が排出されるということになる。フランスなどでの国有企業改革は、大量の失業者を生み出すことになるが、同時にワークシェアリングの実施によって失業を回避する政策も行われている。そうするとEU統合に伴って労働力の自由な移動が行われるということは、現実には困難である。むしろ労働の側は、EUによる国家の政策を超えての統合は、労働者の権利が擁護されないという危険性もあるということになる。逆にEUによる統合は、労働者の諸権利を、国家を超えて獲得することを可能にするという側面もある。賃金の側面では、国民経済を超えての平準化する傾向をもつであろう。そうするとEUの統合は、労働者の立場からすれば、進歩的に作用する側面と、統合によって国民的諸権利が不利になるという側面の両面をもつことになる。EU統合に関しては、一時ヨーロッパの社民勢力が積極的であった。それは統合を通じて労働者の諸権利の向上と、平準化を可能にするということからであった。企業と労働者との利害関係の狭間の中で高齢者、年金生活者、障害者、弱者などは、EU統合によって既得権益を保持できない状況にある。とくに北欧諸国、デンマークなどでの社会保障の整備は、EUに加盟し統合の条件を形成していく過程の中で切り下げを余儀なくされる。そうするとEU加盟事態も既得権益の低下であるから反対せざるをえないということになる。ノルウェーのEU加盟投票の拒否、デンマークでの国民投票の状況などは、資本、労働者、その他の人々の思惑、利益が異なっていることを示している。

EUへの加盟は、それぞれの国民経済における階層によって利益が異なっていることになる。EUへの加盟は、国家の政策決定によっておこなわれている。その国家は、形式的には国民の投票に基づく政党政府によって運営される。その国民の投票によって政府が成立するのであるから、国家は形式的には、国民の「意思」を反映していることとなる。国家・政府による経済統合への参加は、国民の意思によって決定されることになると、EUは誰のための経済統合かという問題に再び帰着する。それはEUは誰が主体となって統合を推進しているのかという問題でもある。形式的には国民の意思によって行われているといっても、政策決定は政府であり、EU統合のプロセス、内容の決定も政府によるものである。したがってEU統合は形式的には国民の賛同を得て行われているといっても、実体は政府の専管事項になっている。その政府の政策決定を行うにあたっての論理あるいは行動主体を何に求めるかということである。

EUは、EU域内企業への安定市場を形成するとともに、アメリカ、日本などの多国籍企業へも市場を提供する。アメリカ、日本企業への市場開放は、同時にEU企業のEUを超えたいわゆるグローバル展開を可能にする。EUの多国籍企業化を促進するためには、域内市場を強化し、安定市場を形成することと、EU企業の競争力および技術水準の向上をはからなければならない。そのためにドイツ、イギリス企業などはEU域内での国際分業関係を強化していく方向にあり、あるいはEU域内企業間の合併、資本・技術・市場提携などが行われている。EUは、域内多国籍企業の安定市場の確保とともに、アメリカ、日本の多国籍企業のための市場領域を拡大することでもある。したがってEU経済統合は、一面では地域主義を意味しているのであるが、他面では多国籍企業の市場領域を確保することであり、生産領域を確保することでもある。ヨーロッパ全域の拡大は、生産力水準が遅れている国民経済にとって生産力発展の可能性をえることになるし、またヨーロッパ市場総体を拡大しうるからである。

東欧諸国のEU加盟は、まさに市場経済化すなわち資本主義経済システムへの移行にあたって、政治・経済構造の転換を加速する契機となる可能性をもっている。東欧諸国は2004年に加盟が認められた。東欧諸国はEU加盟によって、国有企業に代表されるような古い生産システムを資本主義的合理性をもった生産システムに変更していかなければならなくなった。すでにドイツ、イギリス企業などは東欧に進出し、資本主義システムを稼働する一因ともなっている。またドイツ、フランスなどの先進資本主義国は、東欧をEUに加盟させることによって、これら地域での共産党政権の復帰を阻止することを可能にした。また東欧諸国の経済発展、生産力水準の増大は、これらの国における民族問題あるいは経済難民の発生などを防止することになり、多国籍企業をはじめとしてEU企業の市場領域も拡大することになる。

21世紀に向かった覇権の掌握、すなわち資本主義世界市場で、生産、資本、技術、さらには情報を支配することは、企業に課せられているのである。その主体はアメリカ、日本あるいはヨーロッパ系多国籍企業ということになる。したがって経済統合の主体の一つを多国籍企業に求めることは、いわば企業は国境を越えた生産・流通・消費の過程を作り出していくという、企業のグローバル化の特徴を明らかにすることである。これまでの国際経済は、旧ソ連・東欧あるいは中国の存在が、市場の拡大・浸透を抑制してきたのであるが、このような障壁が取り除かれつつあるなかで、また発展途上諸国の資本主義化への方向が強まる中で、企業の市場拡大をめぐる内容が大きく変化してきているのである。それは世界市場をめぐる新たな市場獲得競争であり、ま

た市場再編を意味している。EU の経済統合もこうした市場の世界市場をめぐる競争と市場再編という視角も必要であろう。さらに企業の活動という資本主義の論理だけでなく、市民生活者、あるいは労働者の視点から見た場合の経済統合の意義なども考慮していくことが必要であるし、EU という新たな官僚組織による政治・支配の視点からも検討していく必要がある。

参考文献

- 藤原豊司・田中俊郎『欧州連合』東洋経済新報社、1995年。
板垣文夫・岩田勝雄・瀬戸岡紘編『グローバル時代の貿易と投資』桜井書店、2003年。
岩田勝雄『現代国際経済の構造』新評論、2002年。
大西健夫・岸上慎太郎編『EU 統合の系譜』早稲田大学出版部、1995年。
清水喜治『世界経済の統合と再編』新評論、1997年。
清水貞俊『欧州統合への道』ミネルヴァ書房、1998年。
田中友義・河野誠之・長友貴樹『ゼミナール・欧州統合』有斐閣、1994年。
内田勝敏・清水貞俊編『EU 経済論』ミネルヴァ書房、2000年。